



長野県報

7 月 24 日(木)
令 和 7 年
(2 0 2 5 年)
第 627 号

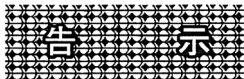
目 次

告 示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2 件）（道路管理課）	1
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	3

公 告

長野県松本あさひ学園の指定管理者の候補者の募集（こども・家庭課児童相談・養育支援室）	3
長野県信濃学園の指定管理者の候補者の募集（障がい者支援課）	4
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（水道・生活排水課）	5
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（3 件）（都市・まちづくり課）	5
特定調達契約に係る一般競争入札（医療政策課）	6



長野県安曇野建設事務所告示第 3 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和 7 年 8 月 13 日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 7 年 7 月 24 日

長野県安曇野建設事務所長 林 春 樹

- 1 (1) 道路の種類 県道
(2) 路 線 名 安曇野インター堀金線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市堀金三田1145番の 6 地先から 安曇野市堀金三田1273番の 3 地先まで	旧	6.0 ～ 12.9 m	0.7650 km
同 上	新	9.6 ～ 22.5	0.7650

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路 線 名 波田北大妻豊科線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市豊科480番の 1 地先から 安曇野市豊科466番の 10地先まで	旧	7.0 ～ 20.5 m	0.0570 km
同 上	新	9.6 ～ 28.4	0.0570

- 3 (1) 道路の種類 県道
(2) 路 線 名 梓橋田沢停車場線
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市豊科456番の3地先から 安曇野市豊科620番の1地先まで	旧	m 7.0 ～ 10.0	km 0.3740
同上	新	9.6 ～ 20.0	0.3740

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年8月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年7月24日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 信濃信州新線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市鬼無里字高橋10293番の3地先から 長野市鬼無里字高橋10317番の3地先まで	旧	m 4.0 ～ 7.4	km 0.0734
同上	新	7.0 ～ 17.4	0.0734

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 信濃信州新線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市鬼無里字才又9264番の1地先から 長野市鬼無里字才又西9732番の3地先まで	旧	m 3.5 ～ 7.5	km 0.2000
同上	新	7.5 ～ 12.1	0.2000

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 信濃信州新線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市鬼無里字菅谷地6748番の6地先から 長野市鬼無里字品沢6756番の8地先まで	旧	m 4.5 ～ 5.0	km 0.3000
同上	新	5.0 ～ 24.5	0.3000

- 4 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 村山豊野停車場線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市豊野町豊野字上神代1325番の1地先から 長野市豊野町豊野字中尾1003番の5地先まで	旧	m 4.6 ～ 9.0	km 0.1500
同上	新	12.2 ～ 28.9	0.1500

道路管理課

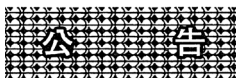
長野県木曽地域振興局告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和7年7月10日付けで木曽広域連合の規約の変更を許可しました。

令和7年7月24日

長野県木曽地域振興局長 小林 弘一

市町村課



公告

長野県松本あさひ学園の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

令和7年7月24日

長野県知事 阿部 守一

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県松本あさひ学園

(2) 所在地

松本市旭2-11-25

(3) 設置目的

環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

(4) 施設の概要

ア 施設の概要

生活施設棟、小体育館及び治療・学校施設

イ 敷地面積

11,182.15㎡

ウ 建物の構造及び延べ床面積

生活施設棟 鉄筋コンクリート造り2階建て 1,480.02㎡

小体育館 鉄骨造り平屋建 333.56㎡

治療・学校施設 鉄筋コンクリート造り 917.99㎡

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県松本あさひ学園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び長野県松本あさひ学園管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

(1) 入所者の入所に関する業務

(2) 入所者に対する心理学的治療及び生活指導に関する業務

(3) 退所者に対する相談その他の援助に関する業務

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) (1) から (4) までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、県内に事務所を有するものであること。